

瀬戸市水道事業告示第 1 号

昭和 5 6 年瀬戸市水道部告示第 1 号（総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 6 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区分	金融機関の名称	区分	金融機関の名称
総括出納取扱金融機関	<u>瀬戸信用金庫</u>	総括出納取扱金融機関	<u>株式会社三菱東京UF</u> <u>J銀行</u>
出納取扱金融機関	<u>株式会社三菱東京UF</u> <u>J銀行</u>	出納取扱金融機関	<u>瀬戸信用金庫</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>